

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号）の施行に伴い、並びに港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項及び港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港）」に改め、同条中「重要港湾及び特定重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾」に改める。

第十七条を削る。

第十七条の二中「第十七条の十」を「第十七条の九」に改め、同条を第十七条とする。

第十七条の三を第十七条の二とし、第十七条の四から第十七条の七までを一条ずつ繰り上げる。

第十七条の八第一項第一号中「第十七条の二第一号」を「第十七条第一号」に改め、同条を第十七条の七とする。

第十七条の九を第十七条の八とし、第十七条の十を第十七条の九とする。

第二十二条第一項第四号を次のように改める。

四 第十七条の四第一項本文、第十七条の五、第十七条の六本文及び第十七条の八の規定による国土交通

大臣の職権

第二十二条第二項中「第十七条の十」を「第十七条の九」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第一条関係）

宮城	岩手	青森	北海道	都道府県	国際戦略港湾
仙台塩釜			室蘭、苦小牧	国際拠点港湾	
石巻	宮古、釜石、大船渡、久慈	青森、八戸、むつ小川原	十勝、石狩湾、紋別、網走、根室	重要港湾	函館、小樽、釧路、留萌、稚内、
雄勝		尻屋岬、深浦	榎法華、宗谷、天売	避難港	松前、奥尻、えりも、

福井	石川	富山	新潟	神奈川	神奈川	東京	東京	千葉	茨城	福島	山形	秋田
					京浜							
		伏木富山	新潟				千葉					
敦賀	七尾、金沢		直江津、両津、小木	横須賀			木更津	鹿島、茨城	小名浜、相馬	酒田	秋田船川、能代	
鷹巣	輪島		二見			洞輪沢	名洗、興津		久之浜	鼠ヶ関	戸賀	

広島	岡山	島根	島根	鳥取	鳥取	和歌山	兵庫	大阪	京都	三重	愛知	静岡
							神戸	大阪				
広島	水島					和歌山下津	姫路	堺泉北		四日市	名古屋	清水
尾道糸崎、呉、福山	宇野、岡山	浜田、西郷、三隅	境	鳥取	日高	尼崎西宮芦屋、東播磨	阪南	舞鶴	尾鷲、津松阪	衣浦、三河	田子の浦、御前崎	
		七類		田後	勝浦、由良	柴山			浜島	伊良湖	下田	

熊 本	長 崎	佐 賀	福 岡	高 知	愛 媛	香 川	徳 島	福 岡	山 口	山 口
			博 多					関 門		徳 山 下 松
三 角、 八代、 熊本	浦 長 崎、 佐世 保、 福江、 巖原、 郷ノ	唐 津、 伊万 里	苅 田、 三池	高 知、 須崎、 宿毛 湾	予、 三島 川之 江	今 治、 松山、 新居 浜、 宇和 島、 東	高 松、 坂出	徳 島小 松島、 橘		宇 部、 岩国、 三田 尻中 関、 小野 田
	脇 岬	呼 子	大 島	上 川口、 室津						油 谷

沖 縄	鹿 児 島	宮 崎	大 分
城	川内	細島、油津、宮崎	大分、津久見、別府、佐伯、中津
運天、那覇、平良、石垣、金武中	鹿児島、名瀬、西之表、志布志、		
安護の浦、船浮	大泊、古仁屋		

別表第五を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行前に京浜港、大阪港又は神戸港の港湾管理者が港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）第一条による改正前の港

湾法第四十四条の二第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た入港料については、この政令の施行の日に当該港湾管理者が改正法第一条による改正後の港湾法第四十四条の二第二項の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得たものとみなす。

（土地区画整理法施行令の一部改正）

第三条 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第一項第四号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に改める。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号ト中「もつぱら」を「専ら」に改め、同号リ中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾」に改め、「国土交通大臣が」の下に「公有水面埋立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第一号の規定により」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

（公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正）

第五条 公共用地の取得に関する特別措置法施行令（昭和三十六年政令第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第八項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「重要港湾」を「国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾」に、「道路構造令（昭和三十三年政令第二百四十四号）」を「道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第六条 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第三号中「特定重要港湾」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令の一部改正）

第七条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第七号中「第五十二条第一項第一号」の下に「の国土交通省令で定める係留施設又は同項第二号」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。



理由

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の指定を行う等の必要があるからである。